平成２２年（フ）第２５６号
千葉県銚子市港町1704番地
債務者　並木　　進
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６３号
千葉県匝瑳市八日市場ホ621番地３
債務者　田中　正治
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８７０号
神奈川県平塚市御殿４丁目１番45―304号
ネオシティ平塚
債務者　佐々木まりあ
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３４号
新潟県五泉市赤海１丁目４番４号
債務者　西脇　　修
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３５号
新潟県五泉市赤海１丁目４番４号
債務者　西脇　孝子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５２号
新潟市東区石山５丁目８番11号
債務者　山田　　始
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６８号
新潟市西区小針４丁目16番５号　ハイツＴ＆Ｋ　Ｂ棟103号、前住所新潟市西区坂井620番地８
債務者　池田　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９６号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦779番地４、前住所新潟市東区松和町９番30号
債務者　小柳　和美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８３号
静岡県田方郡函南町塚本90番地の９
債務者　今泉　俊子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
静岡県熱海市咲見町12番４号
債務者　田仲　輝美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
静岡県田方郡函南町仁田209番地の３　ポラリスⅡ―102
債務者　岡村　博文
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
静岡県三島市東本町２丁目５番13号　レオパレス21三島第１―110、前住所静岡県三島市東町２番51号　エンゼルハイム東町106
債務者　渡邉　剛宏
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５３６号
静岡県三島市佐野95番地
債務者　梶　　佐智
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
静岡県熱海市桜木町12番12号、前住所静岡県熱海市春日町５番７号
債務者　山田　美和
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
静岡県伊東市竹の内２丁目９番27号　加藤コーポ101号
債務者　杉元けい子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８４７号
愛知県岡崎市上和田町字荒野18番地　県営上和田団地３棟205号
債務者　直江美代子(旧姓藤田・大須賀・浅井)
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
京都府綾部市上野町小倉31番地　府営小倉団地26号
債務者　川端　健太
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
岡山県総社市門田1255番地　エルディムラポ201号
債務者　池内　和代
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係